

令和4年度第1回松本市社会福祉審議会 次第

日時:令和4年5月9日(月)午後2時

場所:M ウィング6階ホール

1 開会

2 あいさつ

3 諮問

4 議事

(1) 答申事項

第4次松本市障害者計画の策定について

(松福福第 31 号令和3年5月25日諮問)

(2) 諮問事項

ア 重層的支援体制の構築に係る多機関協働及び生活支援のあり方について

イ 松本市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

5 その他

6 閉会

松本市社会福祉審議会名簿

氏名	推薦団体・役職等	所属専門分科会	備考
青木 厚	松本市高齢者クラブ連合会会長	高齢者福祉専門分科会	高齢者福祉専門分科会副会長
岩田 宜己子	かとうメンタルクリニックソーシャルワーカー	障害者福祉専門分科会	
内山 博行	松本市町会連合会会長	地域福祉専門分科会 民生委員審査専門分科会	民生委員審査専門分科会会長
海野 暁光	認定こども園深志園長	児童福祉専門分科会	
大下 京子	一般社団法人びあねっと理事兼 びあねっと社会参画室室長	障害者福祉専門分科会	障害者福祉専門分科会副会長
岡野 尚子	認定こども園聖十字幼稚園園長	児童福祉専門分科会 民生委員審査専門分科会	民生委員審査専門分科会副会長
片桐 政勝	社会福祉法人アルプス福祉会理事	障害者福祉専門分科会 民生委員審査専門分科会	
唐沢 保之	松本市医師会老人保健担当理事	高齢者福祉専門分科会	
北沢 和雄	松本地域難病患者家族友の会代表	障害者福祉専門分科会	
草深 邦子	松本市民生委員・児童委員協議会会長	地域福祉専門分科会 民生委員審査専門分科会	地域福祉専門分科会副会長
小林 弘明	社会福祉法人松本市社会福祉協議会会長	地域福祉専門分科会 民生委員審査専門分科会	委員長
澤地 雅弘	長野県弁護士会松本在住会代表	高齢者福祉専門分科会 民生委員審査専門分科会	
尻無浜 博幸	松本大学総合経営学部長	高齢者福祉専門分科会	高齢者福祉専門分科会会長
内藤 美智子	松本短期大学幼児保育学科教授	児童福祉専門分科会	
平林 優子	信州大学医学部保健学科教授	児童福祉専門分科会	
廣瀬 豊	松本大学松商短期大学部 経営情報学科准教授	障害者福祉専門分科会	障害者福祉専門分科会会長
丸山 順子	松本短期大学介護福祉学科教授	高齢者福祉専門分科会	副委員長
三村 仁志	長野県社会福祉士会 元会長	地域福祉専門分科会	
向井 健	松本大学総合経営学部 観光ホスピタリティ学科准教授	地域福祉専門分科会	地域福祉専門分科会会長
山本 侑一郎	特定非営利活動法人ワーカーズコープ松本事業所所長	児童福祉専門分科会	

重層的支援体制の構築にかかる多機関協働及び生活支援のあり方について

1 趣旨

「高齢者」「障がい者」「子ども」「生活困窮」など縦割りの制度や分野を超え、切れ目のない支援体制（重層的支援体制）を構築するにあたり、多機関協働及び生活支援のあり方について、調査審議をお願いするものです。

2 諮問事項

(1) 多機関協働のあり方

複雑化・複合化した困難な生活課題に対応するための各分野における専門職・専門機関等との連携や支援等のあり方

(2) 生活支援のあり方

これまでの松本市の地域福祉活動や公民館活動を踏まえた「新たな松本らしさ」による住民の集う場づくりや支え合いの関係づくりのあり方

3 背景

(1) 地域共生型社会について

制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会

(2) 縦割りの制度や分野を超えた切れ目のない支援体制について（資料1、2）

ア 複雑化・複合化した困難な課題について、調整する機関を新設したい。

イ 被相談者への支援は、新たな事業（「参加支援事業」「地域づくりに向けた支援事業」など）を活用し、伴走型の支援を行いたい。

ウ これらの事業を行う場合、既存事業の補助金等に加え、新たな事業を実施するための費用を一体化した交付金が一括交付される。

4 スケジュール

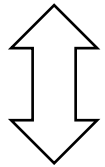
R 4. 5. 9	社会福祉審議会
～	各専門分科会へ付託、専門分科会で調査審議
5. 2	社会福祉審議会

市町村全体がチームになり、3つの支援を一体的に実現する

社会との関係性が希薄な者へ社会参加を促進

- ◆地域の見守りやインフォーマルな支援のマッチング

拠点：福祉ひろば、公民館、地域づくりセンター
 人材：地区生活支援員、ひろばコーディネーター
 地区担当職員（保健師、ケースワーカー）

住民同士や地元企業団体による
支え合い活動の強化

- ◆35 地区を単位とした通いの場や支え合いなどの活動を支援

・隣近所や仲間同士など様々な集まりのバックアップ

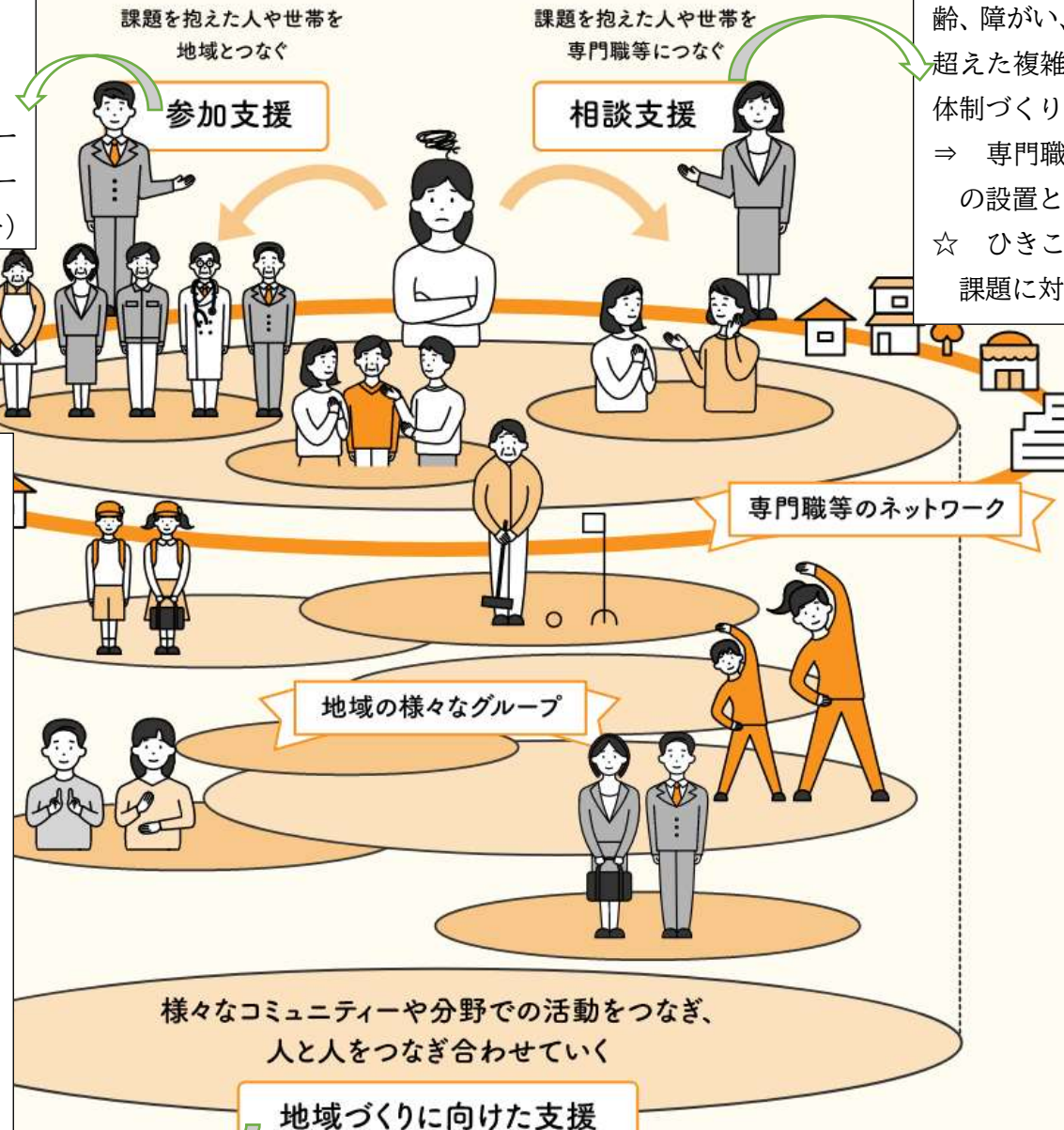
《具体例》

・ゴミ出しや雪かき、送迎、子どもの見守りなど地域の支え合い活動の支援

・地元企業や民間団体、NPO などの参画促進

《事業例》

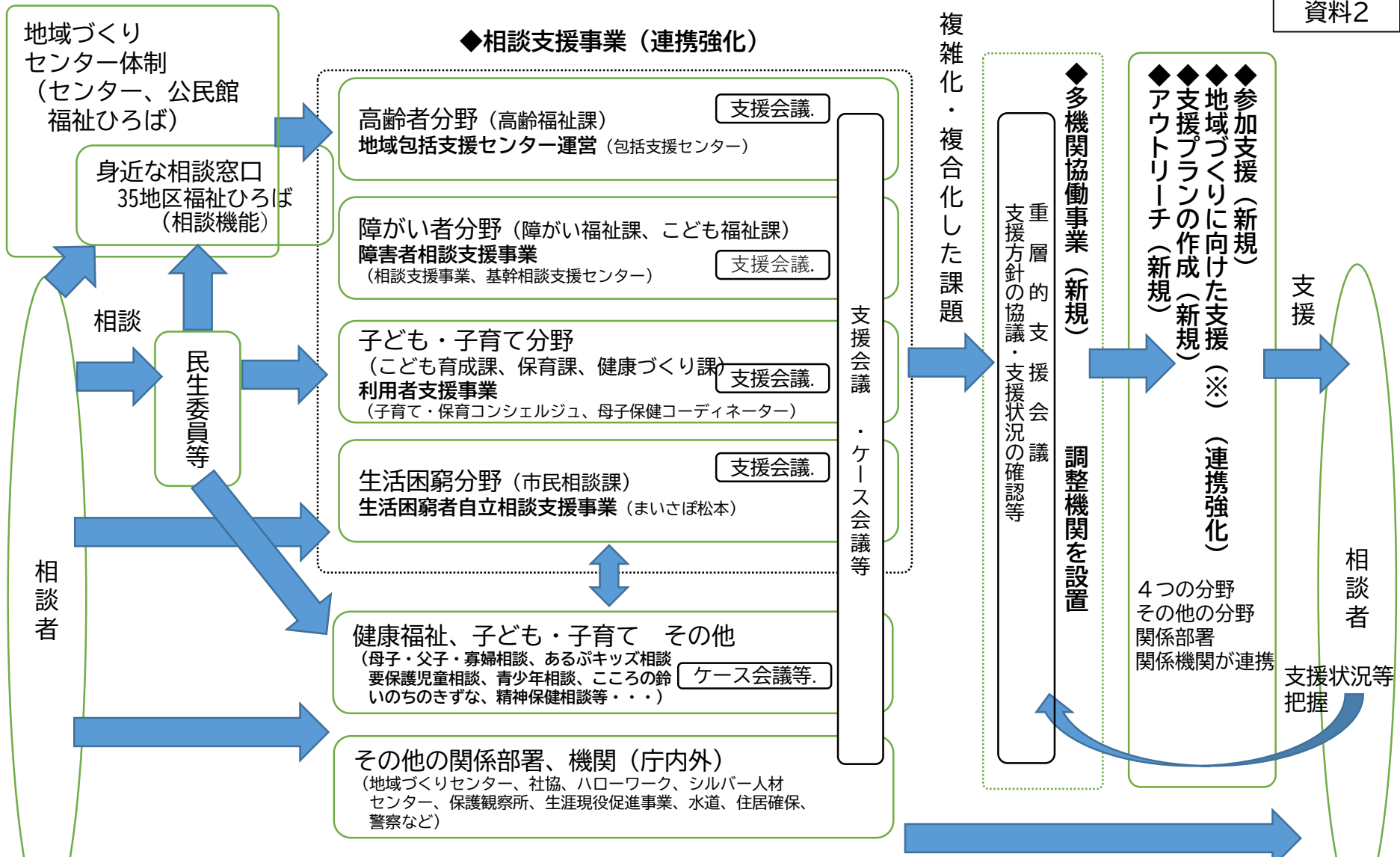
- ☆ フレイル予防事業
- ☆ 地域自治支援交付金
- ☆ 地域福祉活動推進事業交付金
- ☆ 商業や農業における中間的就労
- ☆ 空き家活用などによる子ども食堂、コミュニティカフェ など



属性・世代・相談内容に関わらず受止める

◆既存の窓口だけでは解決が困難な、高齢、障がい、こども、生活困窮など分野を超えた複雑化・複合化した課題への支援体制づくり

⇒ 専門職の多機関協働による支援会議の設置と集中的な支援計画により支援
 ☆ ひきこもり、ヤングケアラーなどの課題に対して支援



(※) 地域づくりに向けた支援

【高齢者】	地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業
【障がい者】	地域活動支援センター事業
【子ども】	地域子育て支援拠点事業
【生活困窮】	生活困窮者の共助の基盤づくり事業
【松本市】	福祉ひろば事業をはじめとした「通いの場」「支え合いの関係」など

既存分野で対応や
連携ができるものは
従来の対応・連携により支援

「松本市子ども・子育て支援事業計画（第2期）」の中間見直し

1 社会福祉審議会に諮問する法的根拠

子ども・子育て支援法第77条に基づき、審議会等を設置し、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議することが規定されています。

2 子ども・子育て支援事業計画の概要

平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基き、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。

保育・幼児期の学校教育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、市町村で「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられました。

本市では、以下のとおり計画を策定してきました。

松本市子ども・子育て支援事業計画 第1期

（平成27年度～令和元年度）

松本市子ども・子育て支援事業計画 第2期

（令和2年度～6年度）

3 「松本市子ども・子育て支援事業計画（第2期）」に関する中間見直しの内容について

令和2、3年度の各事業実績を元に量の見込みを把握し、令和6年度の計画目標数値について、児童福祉専門分科会で審議するものです。

- (1) 質の高い保育・幼児期の学校教育に係る量の見込み及び提供体制の確保の内容
- (2) 地域子ども・子育て支援事業の質及び量の充実に係る量の見込み及び提供体制の確保の内容
- (3) ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の両立）を実現する環境づくりに係る関連施策の内容

○社会福祉法（抜粋）

（第一条から第六条 略）

第二章 地方社会福祉審議会

（地方社会福祉審議会）

第七条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

（委員）

第八条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（臨時委員）

第九条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（委員長）

第十条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

（専門分科会）

第十一条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

（地方社会福祉審議会に関する特例）

第十二条 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは、「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

（政令への委任）

第十三条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

（第十四条以降 略）

○社会福祉法施行令（抜粋）

（第一条 略）

（民生委員審査専門分科会）

第二条 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会（法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。）の委員のうちから、委員長が指名する。

- 2 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。
- 3 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもつて地方社会福祉審議会の決議とする。

（審査部会）

第三条 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設けるものとする。

- 2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。
- 3 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもつて地方社会福祉審議会の決議とすることができる。

（第四条以降 略）

○松本市社会福祉審議会条例

令和3年3月19日松本市条例第6号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、松本市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項
- (2) 法第12条第1項に規定する児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、社会福祉について市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員24人以内で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 審議会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 法第9条に規定する臨時委員は、特別な事項について会議を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第7条 審議会に次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を調査審議する。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
- (2) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項
- (3) 障害者福祉専門分科会 身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児及び難病の患者の福祉に関する事項
- (4) 高齢者福祉専門分科会 高齢者の福祉に関する事項
- (5) 児童福祉専門分科会 児童の福祉並びに母子及び父子(寡婦に関する事項を含む。)の福祉に関する事項

2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

- 3 専門分科会に専門分科会長及び専門分科会副会長各1人を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
- 4 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。
- 5 専門分科会副会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、専門分科会の会議について準用する。
- 7 専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とすることができる。

(審査部会)

第8条 社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第3条第1項の規定による障害者福祉専門分科会審査部会のほか、専門分科会に審査部会を置くことができる。

(意見の聴取等)

第9条 審議会、専門分科会及び審査部会は、調査審議のために必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(松本市特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 松本市特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例(昭和26年条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

管理不全空き家等審議会委員			7,000	4,900
健康福祉21市民会議委員			7,000	4,900

」

を

「

管理不全空き家等審議会委員			7,000	4,900
社会福祉	委員及び臨時委員		7,000	4,900
審議会	障害者福祉専門分科会審査部会委員及び臨時委員		7,000	

」

に改め、子ども・子育て会議委員の項を削り、同表備考に次のように加える。

4 社会福祉審議会委員及び臨時委員にこの表を適用する場合は、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号。以下「政令」という。）第3条第1項の調査審議を行う場合を除き、社会福祉審議会障害者福祉専門分科会審査部会委員及び臨時委員にこの表を適用する場合において「日額」とあるのは、「勤務1回当たりの報酬の額」とする（政令第3条第1項の調査審議を行う場合に限る。）。

（松本市健康福祉21市民会議条例等の廃止）

3 松本市健康福祉21市民会議条例（平成13年条例第54号）及び松本市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第36号）は、廃止する。

令和4年度 松本市社会福祉審議会 松本市職員名簿

所属部	職 名	氏 名	備 考
健康福祉部	健康福祉部長	平林 恭子	
	福祉政策課長	大月 強	
	障害福祉課長	高木 寿郎	
	高齢福祉課長	勝家 知子	
	高齢福祉課 介護予防担当課長	荻上 寿子	
こども部	こども部長	青木 直美	
	こども育成課長	前澤 典子	
	こども福祉課長	二木 玲子	
	保育課長	百瀬 由将	